

第2章 実態把握の方法と判断基準の検討

概 要

「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査協力者会議」（平成11年7月）の最終報告の後、全国15の都道府県・政令指定都市に「学習障害児に対する指導方法等に関する実践研究」事業が委嘱された（文部科学省平成12年度・13年度）。

本プロジェクト研究の目的と内容は上記事業のそれらと多分に共通するところがあるため、事業と共同して取り組みむことにより、当研究所の研究成果を全国的事業の中で検証し、その成果をより広く、より迅速に普及することが可能になると考えた。

そこで、委嘱を受けたA県との共同研究を計画し、平成12年度に開始した。具体的には、A県A市の研究協力校における校内支援体制づくりを支援する。同時に、本研究分担者で専門家チームを構成し、最終報告書の中の試案（平成11年7月）を基に実態把握の基準と方法、および有効な指導方法と必要な支援体制について検討することである。また、事業並びに本研究の成果が地域にも普及していくことを目指し、A市教育委員会との連携づくりも視野に入れた。本章では、このA県との共同研究を軸に、学習障害の実態把握の基準と方法についての研究結果を記述する。

第1節では、校内委員会の役割と児童生徒の実態把握の在り方について、研究協力校A校での実際の取り組みを通して検討する。

第2節にて、専門家チームの役割と作業過程を明らかにし、A校から判断を委ねられた3つの事例を取り上げ、評価と判断の内容と方法について検討する。

また、専門家チームから校内委員会へ判断および指導に関する助言を伝える際の方法と課題について、第3節で考察している。